

平成 25 年（ワ）第 38 号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原 告 中島 孝 外

被 告 国 外 1 名

意見陳述書

(原告ら準備書面（被害総論 18）について)

2017（平成 29）年 1 月 30 日

福島地方裁判所 第 1 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

渡 邊

純



第 1 被告らの主張

原告らの被害について、被告東京電力は、「年間 20 ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとしても、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難というべきである」と、また、被告国は、原告らの主張する法益侵害について、「低線量の放射線の影響等を踏まえて…中間指針等で示された賠償の範囲を越える部分については…相当因果関係は認められない」などと主張しています。

このような被告らの主張の誤りについては、これまでも明らかにしてきたとおりのですが、被害総論 18 においては、不法行為の要件との関係で主張を整理しています。

第 2 不法行為の要件

不法行為の要件は、一般に、①加害行為、②法益侵害、③故意・過失、④損害、

⑤加害行為と損害との因果関係、であるとされています。このうち、先ほど述べた被告らの主張は、②法益侵害ないし④損害、及び⑤因果関係を否定しようとするものです。すなわち、被告らは、放射線被ばくの健康影響についての科学的知見から、健康影響が仮に認められたとしても、その程度が小さいとして、原告らについては、法益侵害ないし損害がない、あるいは相当因果関係が認められないと主張しています。

第3 本件における被害の特質・被保護法益を踏まえた因果関係の相当性

しかし、本件原告らが法益侵害ないし損害として主張しているのは、現に生じた健康影響でもなければ、将来の健康影響リスクそのものでもありません。たとえ低線量であったとしても、望まない被ばく、何らの有用性もない被ばくを余儀なくされるという状態に置かれた住民が、被ばくによる健康影響を避けるために、避難を含む被ばく回避措置をとらざるを得ず、そのことによって、本件原発事故前は当たり前で享受できていた様々な生活上の利益を毀損されたという事実を、「包括的生活利益としての人格権侵害」という法益侵害ないし損害として主張しているのです。本件においては、例えば、ある原告は、事故当時の居住地での安定した生活環境や生業を失ってまで避難をし、また、ある原告は、外出をできる限り避け、また福島県産の食品を避けるなどしています。こうした被ばく回避措置については、「被ばくを余儀なくされるような状況がなければ、各人が被ばく回避措置をとる必要はなく、その結果として生活上の利益の毀損による損害は生じなかった」という意味で、被告らの過失による加害行為（すなわち放射性物質汚染により被ばくを余儀なくされる状況）と、被ばく回避措置の結果としての生活上の利益の毀損という法益侵害ないし損害との間に、事実的因果関係（条件関係）が存在することは、原告らのこれまでの主張立証からも明らかです。

これを踏まえれば、本件において、真に問題とされるべきは、相当因果関係（因果関係の「相当性」）に他なりません。そして、因果関係の「相当性」は、社会通念を基礎として判断されるものですから、仮に、自然科学的に見れば、被ばく

による健康リスクが現実化する確率が大きくないとしても、一般通常人を基準として、被ばく回避措置をとることが合理的である（少なくとも不合理ではない）と評価できる場合には、「相当性」が認められることとなります。

第4 因果経過の相当性判断は社会通念に基づく規範的評価であり、健康影響に関する科学的知見のみを基礎として判断されるべきものではないこと

そして、この意味での「相当性」は、現に発生した結果を、社会通念に照らして、原因行為に帰責することができるかという規範的判断であり、そうである以上、本件においても、因果関係の相当性は、健康リスクについての科学的知見だけではなく、それ以外の様々な事情を含めて、総合的に考慮して判断されるべきものです。被告らの主張は、医学的科学的知見以外にも、因果関係の相当性判断にあたって考慮されるべき様々な事情があるにもかかわらず、これらを事実上捨象し、これらを相当性判断の枠組みから脱落させようという意図を持ったものであり、極めて不当と言わなければなりません。

第5 因果関係の相当性判断において考慮されるべき要素

そして、因果関係の相当性の判断にあたっては、健康リスクについての科学的知見は考慮要素となりますが、健康リスクについての科学的知見自体、決して科学界で異論なく確立しているものではありませんし、未解明な部分も多く、本件原発事故による住民の被ばく量や健康リスクについても、推測にとどまる点が多いことを考えれば、健康リスクについての科学的知見は決定的な考慮要素とはなり得ません。

健康リスクについての科学的知見のほかに、考慮されるべき要素としては、次のようなものが挙げられます。

まず、将来の健康リスクをおそれる心理メカニズムが存在することです。本件訴訟ではリスク認知心理学の第一人者である中谷内一也同志社大学教授が、こと原発事故に関しては、一般の人が健康影響等を強くおそれる傾向があり、それは人間のリスク認知の心理メカニズムからすれば当然であることを証言されてい

ます。

次に、原告らと同様の被ばく回避措置をとった住民が多数存在することです。本件訴訟においては、代表原告 35 名の本人尋問のほか、チェック方式陳述書等を通じて、原告らがとった被ばく回避措置やこれによる生活利益の毀損を立証してきましたが、福島県内からだけでも万単位の自主避難者がいること、また、本件訴訟で証人となった成元哲中京大学教授らの行ったアンケート調査等からも、原告らがとったのと同様の被ばく回避措置をとらざるを得なかった住民が多数存在することは明らかです。

さらに、避難等対象区域の外でも、汚染対処特措法による除染が行われ、その費用は原賠法に基づいて「原子力損害」にあたるものとして被告東京電力が費用負担を行っていることです。この点については、被害総論 19 において詳しく述べていますが、これは、避難等対象区域の外でも、住民らに無視し得ない被害が存在していることを示すものです。

次に、広範な地域汚染により、飲食物の摂取制限など、社会生活の各分野において社会的影響の広がりがあることが、公的に発表された資料等にも示されていることです。この点については被害総論 20 で詳しく述べていますが、こうした事実は、それ自体、本件原発事故の被害の広がりと深刻さを示すものであると同時に、原告らを含む多数の住民が、被ばく回避措置を講じなければならなかった社会的背景事実をなすものです。

さらに、本件原発事故を起こしたことについて、被告らには極めて重い有責性がある一方で、原告らには、事故について何らの責任もないにもかかわらず、望まない被ばく、有益性のない被ばくを余儀なくされていることも相当性の判断に際して考慮されるべき事由です。

第 6 結び

このように、本件では、原発事故及び放射性物質の放出という「原因」と、汚染地域住民である原告らがとった被ばく回避行動及びそれに伴う生活利益の毀

損という「結果」との間に、因果関係の相当性があるか、言い換えれば、原告らがとった被ばく回避行動が、一般通常人から見て「合理的」と言えるかという点が、最大の争点です。その判断枠組みと考慮要素については、この被害総論18において整理しましたが、その重要な考慮要素としての社会的背景事実について、被害総論20において詳しく述べており、これについては、原告ら代理人深谷拓より説明します。

以上